掲示文書一覧（市長分）

令和8年10月15日

種別	番号	題　　名	主　管　課
規則	54	姫路市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	手柄山平和公園整備課
告示	523	督促状の公示送達について	納税課
告示	524	督促状の公示送達について	納税課
告示	525	納税通知書の公示送達について	市民税課
告示	526	都市景観重要建築物等の指定について	まちづくり指導課
告示	527	令和７年度加古川市外２市共有公会堂事務組合一般会計決算について	管財課
告示	528	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
告示	529	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
公告	542	中播都市計画事業阿保土地区画整理事業の保留地の売却に係る一般競争入札について	姫路駅周辺・阿保地区整備課
公告	543	収容動物の公示について	動物管理センター

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第　５４　号

令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市体育施設条例施行規則（昭和５５年姫路市規則第２３号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表姫路市立ひめじスーパーアリーナの款に次のように加える。

月ぎめロッカー	１個１月につき	１，１００	

別表第１項の表備考に次の１号を加える。

⑸　月ぎめロッカーの使用期間が１月に満たないとき、又は使用期間に１月未満の端数があるときは、これを１月として計算する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

姫路市告示第　５２３号
令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

１　送達を受けるべき者の氏名
岸田　保義

２　送達すべき書類
令和７年度（2025 年度）市民税・県民税・森林環境税第２期分から第４期分に係る督促状

姫路市告示第　５２４号

令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

督促状の公示送達について

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

１　送達を受けるべき者の氏名

大谷　士水

２　送達すべき書類

⑴　令和７年度（2025 年度）固定資産税・都市計画税第４期分に係る督促状

⑵　令和８年度（2026 年度）固定資産税・都市計画税第１期分から第２期分に係る督促状

⑶　令和８年度（2026 年度）軽自動車税に係る督促状

姫路市告示第　５２５号

令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

１　送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

２　送達すべき書類

令和８年度（２０２６年度）市民税・県民税・森林環境税　納税通知書

令和 8 年度

納税通知書公示送達対象者一覧

No	氏名・名称
1	VO NGOC TUNG
2	CHAUDHARY BASHISH
3	今城 一晟
4	HOANG THI BICH
5	谷口 千裕
6	QUILATON RUBEN PAUL OLIMBA
7	DANG THI THU
8	LIEU THE HAO
9	BAI JUNQING

姫路市告示第　５２６号

令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

都市景観重要建築物等の指定について

姫路市都市景観条例（昭和６２年姫路市条例第５号）第２２条第１項の規定に基づき、下記の物件を都市景観重要建築物等として指定したので、同条第５項の規定により告示する。

記

１	都市景観重要建築物等の名称	旧八木家住宅（徳栄寺こども園）
２	指定年月日・指定番号	令和８年１０月１４日　第４８号
３	所在地	姫路市余部区下余部４７４番地１
４	指定物件	主屋　　木造平屋建（一部つし２階建） 入母屋桟瓦葺 長屋門　木造平屋建切妻本瓦葺 その他附属施設（塀、庭園）

姫路市告示第　５２７号

令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

令和７年度加古川市外２市共有公会堂事務組合一般会計決算について

令和８年第３回姫路市議会定例会において認定に付した令和７年度加古川市外２市共有公会堂事務組合一般会計決算の要領を地方自治法第２９２条の規定により準用する地方自治法施行令第５条第５項の規定により別紙のとおり公表する。

（別紙）

令和７年度加古川市外２市共有公会堂事務組合一般会計歳入歳出決算

（単位：円）

会計名	歳入決算額	歳出決算額
加古川市外２市共有公会堂事務組合一般会計	187,488,583	187,488,583

姫路市告示第　５２８号
令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条の規定により準用される地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

１　送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名
姫路市別所町佐土３丁目７３番地
小林　新也
２　送達すべき書類
姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市告示第　５２９号

令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条の規定により準用される地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

１　送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市的形町的形７３２番地

灘　洋一郎

２　送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市公告第　５４２号

令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業の保留地の売却に係る一般競争入札について

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業の保留地の売却につき、下記のとおり一般競争入札を実施するので、姫路市保留地処分規則（平成９年姫路市規則第２７号）第８条第１項の規定により公告する。

記

１　入札物件、入札日時、入札場所、開札日時及び開札場所

別紙「入札物件一覧」のとおり

入札及び開札時間については、別途入札参加者に通知する。

２　入札参加資格

姫路市入札参加資格制限基準（平成２５年３月２５日制定）に該当する者は、入札に参加することができない。

３　入札参加申込書の配布

入札参加申込書は、次のとおり配布する。

⑴　期間　令和８年（2026 年）１０月１６日から１１月２０日まで。ただし、姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。

⑵　時間　午前９時００分から午後５時００分まで。ただし、午後０時から午後１時までを除く。

⑶　場所　姫路市安田四丁目１番地　姫路市役所本庁舎７階　姫路駅周辺・阿保地区整備課

4　入札参加申込書の受付

⑴　入札参加申込書は、次のとおり受け付ける。

ア　期間　令和８年（2026 年）１１月１８日から同月２０日まで

イ　時間　午前９時００分から午後５時００分まで。ただし、午後０時から午後１時までを除く。

ウ　場所　姫路市安田四丁目１番地　姫路市役所本庁舎７階姫路駅周辺・阿保地区整備課

⑵　郵便による入札参加申込書の提出は、受け付けない。

5　入札に関する図書の閲覧

入札に付する物件の位置図、物件調書、案内書等の入札に関する図書は、次のとおり閲覧に供する。

⑴　期間　令和８年（2026 年）１０月１６日から１１月２０日まで。ただし、本市の休日を除く。

⑵　時間　午前９時００分から午後５時００分まで。ただし、午後０時から午後１時までを除く。

⑶　場所　姫路市安田四丁目１番地　姫路市役所本庁舎７階姫路駅周辺・阿保地区整備課

6　入札保証金

⑴　入札参加者は、入札の際、別紙「入札物件一覧」に記載する入札保証金を本市が発行する納付書で期日までに納付しなければならない。

⑵　入札保証金は、落札者を除き、令和９年（2027 年）１月２９日までに指定口座に返還する。

⑶　落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当できる。

⑷　入札保証金には、利息を付けない。

7　契約保証金

⑴　落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上（１円未満切上げ）の金額を、納付書により納付しなければならない。ただし、落札者は、入札保証金を契約保証金の一部として充当することができる。

⑵　契約保証金には、利息を付けない。

⑶　売買契約締結時に落札価額の全額を納付する場合は、契約保証金の納付を要しない。

8　入札の執行

⑴　入札書は所定のものを用い、入札者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者名を記入の上、押印し、金額を鮮明に記入すること。

⑵　入札書は封筒に入れ、表面に「入札書姫路駅周辺・阿保地区整備課」及び物件番号を書き、裏面に入札者の住所及び氏名又は所在地、名称及び代表者名を記入の上封印し、入札開始日時以後、入札終了日時までに差し出すこと。

⑶　入札参加者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。

⑷　提出済みの入札書は、事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。

⑸　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札参加資格を欠く者がした入札

イ　入札書が所定の日時までに差し出されない入札

ウ　入札者若しくはその代理人が同一事項について２通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札

エ　談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

オ　入札書に金額、氏名若しくは名称若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札

カ　代理人による入札の場合において、入札書に代理人の氏名若しくは押印のない入札又は委任状の提出のない入札

キ　金額を訂正した入札

ク　入札保証金が納付されない入札

ケ　郵便により差し出された入札

コ　最低処分価格を下回る金額の入札

サ　入札書が所定の物件番号と異なる入札

9　開札の執行

⑴　開札は、開札時間以後に入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、市の指定した者を立ち会わせて開札する。この場合、異議の申立てはできない。

⑵　入札者のうち、予定価格以上の最高の価格をもって申込みをした者を落札者と決定する。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定める。

１０　契約の締結及び売買代金の納付

⑴　落札者は、保留地売却決定通知を受けた日から１０日以内に本市所定の契約書により契約を締結しなければならない。

⑵　売買代金の納付については、次のいずれかの方法によらなければならない。

ア　売買契約締結時に、売買代金の全額を納付する方法

イ　売買契約締結時に、契約保証金を納付し、契約締結の日から６０日以内に落札価額の全額を納付する方法

⑶　落札者が保留地売却決定通知を受けた日から１０日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は、市に帰属する。

⑷　落札者が契約締結の日から６０日以内に落札価格の全額を納付しないときは、売買契約を解除し、契約保証金は、市に帰属する。

１１　物件の引渡し及び登記

物件の引渡しは、売買代金完納後、現状有姿のまま行い、その後、本市において保留地台帳（登記事項証明書にかわるもの）に記載する。

保留地売買契約に係る保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１０７条第２項の規定による換地処分に伴う登記の完了後に市長の嘱託により行い、所有権移転登記に要する費用は、当該保留地売買契約の買受者（姫路市保留地処分規則第２３条の規定により保留地の譲渡があった場合は、譲渡を受けた者）の負担とする。

１２　契約不適合責任

民法（明治２９年法律第８９号）第５６２条第１項本文及び第５６５条の定めに

かかわらず、売買物件（前項の規定により引き渡された物件をいう。以下同じ。）の種類、品質（土壌汚染、地中障害物等を含む。）又は数量に関して、市は買受者（前項の規定により売買物件の所有権を取得した者をいう。以下同じ。）に対して一切の担保責任を負わない。ただし、買受者が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合は、売買物件を引き渡した日から２年間は、この限りでない。

１３　その他

⑴　買受者は、自己又は第三者をして、売買物件を暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団又は暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有するものをいう。）の事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下「暴力団事務所等」という。）の用に供してはならない。

⑵　買受者は、売買物件が暴力団事務所等の用に供されることになることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転させてはならない。

⑶　市は、買受者が次のアからエまでのいずれかに該当する者であると判明したときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。

ア　暴力団又は暴力団員であるとき。

イ　暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）として経営に関与している者であるとき（実質的に関与している場合を含む。）。

ウ　暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し、監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。

エ　次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあっては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者であるとき。

(ｱ)　自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

(ｲ)　暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

⑷　市は、前号の規定によりこの契約を解除した場合において買受者に損害が生じたときであっても、その責めを負わないものとする。

１４　問合せ先

姫路駅周辺・阿保地区整備課（電話　０７９－２２１－２５６１）

別紙　　入札物件一覧

（土地）

物件番号	符号	地積（㎡）	最低処分価格（円）	入札保証金（円）	入札日
1	１２街区３画地	122.46	14,670,708	450,000	令和8年12月18日(金)
2	１２街区４画地	122.45	14,669,510	450,000	
3	７０街区７画地	687.29	88,660,410	2,660,000	

入札場所：姫路市安田四丁目１番地　姫路市役所本庁１０階　第二会議室

開札場所：姫路市安田四丁目１番地　姫路市役所本庁１０階　第二会議室

姫路市公告第　５４３号
令和　８年１０月１５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３５条第３項の規定により準用する同条第１項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収　容　場　所	種類	種　　別	性　別	毛　色	体格	特　　徴	負傷の程度	保　管　の　場　所
令和８年 １０月１３日	姫路市増位本町一丁目	猫	ミックス	不明	キジ白	小	首輪なし	なし	動物管理センター

１　公示期間は、令和８年１０月１５日から同月１７日までとします。
２　公示期間満了後１日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
３　収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
４　引取り場所　姫路市東郷町１４５１番地３　　姫路市動物管理センター　電話番号（２８１）９７４１